

医療連携推進方針

1．医療連携推進区域

2．参加法人

3．理念・運営方針

4．病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

5．介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(記載上の注意事項)

「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。

「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。

「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。